

第 2 7 節 遺体の搜索・処理・埋火葬計画

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 遺体の搜索 ⇨ 警察等関係機関へ協力要請 2 多数の行方不明者 ⇨ 受付所を設置 3 遺体の一時安置 ⇨ 指定避難場所の活用及び寺院等の借上げ 4 火葬場の稼働状況の把握 5 棺の調達及び遺体搬送の手配	市民課 消防本部 市立病院 和泉警察署 医師会

第 1 計画の方針

災害時に死亡していると推定される者の搜索並びに遺体の収容、処理及び埋火葬について和泉警察署等の協力を得て迅速に実施するものとする。

第 2 実施責任者

この計画は、市長が主体となり実施する。

第 3 遺体の搜索

- 1 市長は、和泉警察署等関係機関の協力を得て、早急に行方不明者の搜索を行うものとする。
- 2 行方不明者が多数ある場合は、受付所を設置し、受付、手配、処理などの円滑を図るものとする。
- 3 遺体が流出等により他市町村にあると認められる場合は、府又は直接遺体の漂着が予想される市町村に協力を求めるものとする。
- 4 身元不明の遺体については、人相、着衣、所持品、特徴などの掲示又は手配を行い、身元の確認に努めるものとする。

第 4 遺体の検案等

- 1 検案等の実施
遺体は、警察官による検視（見分）及び医師による検案を実施する。
- 2 遺体の輸送
検案等を終えた遺体は、本部長が指定する遺体安置場所に輸送するものとする。

第 5 遺体の処理

医療救護班により遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行うものとするが、自ら遺体の処理が困難な場合は、府に対して必要な措置を要請する。

第 6 遺体の収容

- 1 身元不明の遺体については、性別、推定年齢、特徴、遺品等を死体処理台帳に記録し、遺体収容所内に掲示するとともに、和泉警察署その他関係機関に連絡し、身元調査に努める。
身元確認の資料、遺品等は市役所又は市内寺院に依頼して保管するものとする。
- 2 遺体の身元が判明したときは、原則として、市長に連絡のうえ遺族、親族等引取人に遺体を引き渡すものとする。
- 3 埋火葬に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、寺院などの適切な場所に一時安置する。
- 4 火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送の手配等を実施する。

第 7 遺体の埋火葬

災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合並びに身元の判明しない遺体について応急的に埋火葬を実施する。遺体は、死体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬に付するものとする。

遺 体 安 置 場 所

名 称	住 所	電 話 番 号
北部コミュニティセンター	和泉市小野町甲15 3	(0725) 43 0010
指定避難場所(資料編のとおり)		

火 葬 場 施 設

名 称	住 所	電 話 番 号	炉 数
いずみ霊園	和泉市小野町甲15 3	(0725) 43 1242	9基

資料編 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準